

主な補助金等一覧

※内容は令和8年度時点のものに基づきます

国の補助メニュー		神奈川県補助メニュー		鎌倉市独自のメニュー	
① 子ども・子育て支援交付金		③ 保育緊急対策事業費補助金		⑦ 保育士等就職奨励金	p.22
①-1 延長保育事業（一般型）	p.3	③-1 民間保育所健康管理体制強化事業	p.16	⑧ 保育士等確保事業補助金	p.24
①-2 一時預かり事業（一般型）	p.4	③-2 要保護児童保育所受入促進事業	p.18	⑨ 給付費等に係る加算	
①-3 実費徴収に係る補足給付事業	p.5	④ 保育施設等研修代替保育士雇用費補助金	p.19	⑨-1 職員加算費加算	p.25
①-4 病児保育事業 （体調不良児対応型）	p.6	⑤ 保育士宿舎家賃支援事業費補助金	p.20	⑨-2 職員処遇改善費加算	p.26
② 保育対策総合支援事業費補助金		⑥ 保育所等紙おむつ処分事業補助金	p.21	⑨-3 育ちサポート推進加算	p.27
②-1 保育体制強化事業	p.7			⑨-4 保育環境向上費加算	p.28
②-2 保育士宿舎借り上げ事業	p.9			⑨-5 健康管理費加算	p.29
②-3 3歳児受入れ等連携支援事業	p.11			⑨-6 日本スポーツ振興センター 災害共済負担金加算	p.30
②-4 保育補助者雇上強化事業	p.13				
②-5 医療的ケア児保育支援事業	p.15				

① 子ども・子育て支援交付金

①-1 延長保育事業（一般型）

（１）概要

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び家庭的保育事業所

イ 補助対象児童

２号又は３号認定を受け、上記アの補助対象施設を利用している児童

ウ 補助対象経費

国交付要綱別紙第４欄のとおり

（３）補助要件

国実施要綱４（１）のとおり

（４）補助額

国交付要綱別紙第３欄のとおり

（５）要綱等

- ・ 子ども・子育て支援交付金交付要綱（国）
- ・ 延長保育事業実施要綱（国）
- ・ 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・ 鎌倉市子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱
- ・ 鎌倉市延長保育事業実施要領

① 子ども・子育て支援交付金

①-2 一時預かり事業（一般型）

（１）概要

保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所、幼稚園及び認定こども園

イ 補助対象児童

主として上記アの補助対象施設に通っていない又は在籍していない乳幼児

ウ 補助対象経費

国交付要綱別紙第４欄のとおり

（３）補助要件

国実施要綱４（１）のとおり

（４）補助額

国交付要綱別紙第３欄のとおり

（５）要綱等

- ・ 子ども・子育て支援交付金交付要綱 （国）
- ・ 一時預かり事業実施要綱（国）
- ・ 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・ 鎌倉市子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱
- ・ 鎌倉市一時預かり事業実施要領

① 子ども・子育て支援交付金

①-3 実費徴収に係る補足給付事業

(1) 概要

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第20条第4項に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援するもの。

(2) 補助対象

ア 補助対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園

イ 補助対象児童

生活保護法による被保護世帯に属する児童

イ 補助対象経費

国交付要綱別紙第4欄のとおり

(3) 補助要件

国実施要綱4（1）のとおり

(4) 補助額

国交付要綱別紙第3欄のとおり

(5) 要綱等

- ・ 子ども・子育て支援交付金交付要綱 （国）
- ・ 実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 （国）
- ・ 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・ 鎌倉市子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱
- ・ 鎌倉市実費徴収に係る補足給付事業実施要領

① 子ども・子育て支援交付金

①-4 病児保育事業（体調不良児対応型）

（１）概要

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があるなかで、保育所等に通所する児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所内において緊急的な対応を図る体調不良児対応型の病児保育事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

イ 補助対象児童

事業実施保育所等に通所しており保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童

ウ 補助対象経費

国交付要綱別紙第４欄のとおり

（３）補助要件

国実施要綱６（３）のとおり

（４）補助額

国交付要綱別紙第３欄のとおり

（５）要綱等

- ・ 子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 病児保育事業実施要綱（国）
- ・ 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・ 鎌倉市子ども・子育て支援交付金事業費補助金交付要綱
- ・ 鎌倉市病児保育事業実施要領

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-1 保育体制強化事業

(1) 概要

地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備を図るもの。

令和7年度から、鎌倉市民間保育所等運営改善費補助金（職員加算費）のうちの事務員分の後継補助金として創設。

(2) 補助対象

ア 補助対象施設

保育所及び認定こども園

イ 補助対象経費

本事業を実施するために必要な人件費等

※旧補助金と同様に、保育所にあつては事務職員雇上費加算が、認定こども園にあつては事務職員配置加算又は事務負担対応加配加算が給付費上で適用されている場合には、当該加算額を差し引いた金額

(3) 補助要件

ア 保育士資格を有さず、保育に係る次の周辺業務を行う「保育支援者」を配置すること

(ア) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

(イ) 給食の配膳・あとかたづけ

(ウ) 寝具の用意・あとかたづけ

(エ) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

(オ) 児童の園外活動時の見守り等

(カ) その他、保育士の負担軽減に資する業務

旧補助金の対象となっていた事務員の方の業務が上記（ア）から（オ）に該当しない場合には、（カ）として申請することが可能です。ただし、保育士の業務負担軽減となるものに限ります（例：「保育支援者が補助金申請業務を担当することで、保育士の事務負担を軽減する」など）。

イ 「保育支援者」を新たに配置すること

ウ 次の事項が記載された実施計画書を提出すること

(ア) 本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

(イ) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く）。

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-1 保育体制強化事業

（４）加算要件（児童の園外活動時の見守り等加算）

「保育支援者」が次の取組を行う場合に、補助額を加算する。

- ア 散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険個所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うこと。
- イ 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - （ア）市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者
 - （イ）安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）
- ウ 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年６月21日）に留意して実施すること。

（５）補助額

- ア 基本分単価（「保育支援者」の配置）
 - （ア）２号及び３号認定児童の双方の利用定員を設定している施設：１施設当たり 月額117,000円
 - （イ）２号又は３号認定児童のいずれか一方のみの利用定員を設定している施設：１施設当たり 月額58,000円
- イ 加算単価（児童の園外活動時の見守り等加算）
 - （ア）２号及び３号認定児童の双方の利用定員を設定している施設：１施設当たり 月額47,000円
 - （イ）２号又は３号認定児童のいずれか一方のみの利用定員を設定している施設：１施設当たり 月額23,500円

（６）要綱等

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 保育体制強化事業実施要綱（国）
- ・ 鎌倉市保育体制強化事業費補助金交付要綱

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-2 保育士宿舎借上げ支援事業補助金

（１）概要

保育士の就業継続及び離職防止の観点から、保育士が居住するための宿舎を借り上げている市内民間保育所等を運営している者に対し補助するもの。

（２）補助対象

- ア 補助対象施設
保育所、認定こども園（保育所部分に限る）及び地域型保育事業
- イ 補助対象経費
保育士宿舎借上げ事業を実施するために必要な賃借料等

（３）補助要件

- ア 事業者が保育士用の宿舎を借り上げること
- イ 宿舎の借り上げ費用に本補助金以外の補助を利用していないこと
- ウ 本補助金における保育士宿舎とは、以下要件をすべて満たす保育士を居住させるものであること
 - （ア）保育所等を運営する事業者と保育士として雇用契約を締結し、保育士として施設に従事している者
 - （イ）保育所等に勤務する常勤の保育士（平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して5年以内の者
 - ※今後の国交付要綱等の改正により、年度ごとに年数に変動の可能性あり
 - （ウ）常勤保育士であること
 - （エ）過去に他の園で本補助金を利用したことがないこと（同一法人を除く）

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-2 保育士宿舎借上げ支援事業補助金

（４）補助額

下記の①及び②に掲げる経費の額から③に掲げる額を控除した額と国交付要綱別表第３欄に定める基準額（一人あたり月額75,000円を上限に国が市町村ごとに定める金額）を比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額

① 1 箇月当たりの賃借料、共益費及び管理費

② 礼金及び更新料又はそれらに準ずる費用として市長が認める費用を、補助対象となる住居の賃貸借契約期間の月数で除して得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

③ 補助対象となる住居に居住する保育士が賃借料等の一部を負担する場合は、1 箇月当たりの当該負担額

（５）その他

〈昨年度以前から補助対象となっている保育士の補助対象期間について〉

① 令和２年度以前から本補助事業を利用している保育士…採用から10年目まで

② 令和３年度から本補助事業を利用している保育士…採用から10年目まで

③ 令和４年度から本補助事業を利用している保育士…採用から９年目まで

④ 令和５年度から本補助事業を利用している保育士…採用から８年目まで

⑤ 令和６年度から本補助事業を利用している保育士…採用から７年目まで

⑥ 令和７年度から本補助事業を利用している保育士…採用から６年目まで

（６）要綱等

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（国）
- ・ 鎌倉市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-3 3歳児受入れ等連携支援事業補助金

(1) 概要

保育所、認定こども園及び幼稚園が、満3歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者と積極的に連携を行う際に要する経費の一部を補助するもの。

(2) 補助対象

ア 補助対象施設

保育所、認定こども園及び幼稚園

イ 補助対象経費

3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助要件

ア 連携を行う保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）と、家庭的保育事業等の運営法人が同一でないこと

イ 連携を行う保育所等は、家庭的保育事業等の2歳児の定員数（家庭的保育事業については総定員、事業所内保育事業については地域枠の定員）の半数以上を受入れること

ウ 連携を行う保育所等が、幼稚園（認定こども園が1号認定児として受け入れる場合を含む）である場合は、次の各号に定める要件を満たすものであること

（ア）開所時間が11時間以上（土曜日は8時間以上）であること（預かり保育時間を含む）

（イ）休祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除き、原則毎日開所すること

（ウ）上記（イ）の開所日において、原則毎日給食を提供すること

（エ）連携元である家庭的保育事業等に在籍している児童が、当該幼稚園への入園申込と併せて他の保育所等の入所申込を行っている場合、利用調整の結果が判明するまで、原則として入園に係る費用（入園料等）は受領しないこと。また、やむを得ず受領した入園料等があり、当該幼稚園への入園を辞退した場合は、その全額を返還すること

(4) 補助額

1か所当たり 年額4,549,000 円（1号認定枠との連携の場合年額2,274,000円）

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-3 3歳児受入れ等連携支援事業補助金（旧サテライト型小規模保育事業補助金）

（5）要綱等

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（国）
- ・ 鎌倉市3歳児受入れ等連携支援事業補助金交付要綱

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-4 保育補助者雇上強化事業補助金

（１）概要

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うために、保育士資格を持たない者又は保育士として職場復帰を目指す保育士を、保育士の補助を行う者をして雇上げる際に必要となる経費を補助するもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 補助対象経費

保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

（３）補助要件

新たに保育補助者等として雇用された者（前年度以前に本補助金の対象となった者を含む）で、次の要件を満たすこと。

ア 保育補助者は、保育士資格を有していない者であること

イ 有資格保育補助者は、現に保育士として就業していない者であること（有資格保育補助者としての従事期間は採用から１年を限度とする）

ウ 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市町村が認めた者

エ 次の事項が記載された実施計画書を提出すること

（ア）本事業による保育補助者等の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

（イ）職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者等の配置を除く）

（ウ）保育補助者については、資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）

（４）補助額

ア 【利用定員が 121 人未満の施設の場合】

保育補助者の経験年数が３年未満：１か所当たり年額 1,963,000 円

保育補助者の経験年数が３年以上：１か所当たり年額 2,454,000 円

イ 【利用定員が 121 人以上の施設の場合】

保育補助者の経験年数が３年未満：１か所当たり年額 3,926,000 円

保育補助者の経験年数が３年以上：１か所当たり年額 4,908,000 円

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-4 保育補助者雇上強化事業補助金

(5) 要綱等

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 保育補助者雇上強化事業実施要綱（国）
- ・ 神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
- ・ 保育補助者雇上強化事業実施要領（神奈川県）
- ・ 鎌倉市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱
- ・ 鎌倉市保育補助者雇上強化事業補助金交付基準

② 保育対策総合支援事業費補助金

②-5 医療的ケア児保育支援事業補助金

（１）概要

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」という。)が、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の利用を希望する場合に、医療的ケア児の受入れが可能となるよう、保育所等を運営する事業者に対し、当該保育所等の体制の整備に要する費用の一部を補助するもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

イ 補助対象経費

医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報酬費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、受講料

（３）補助要件

国実施要綱４（３）のとおり

（４）補助額

ア 基本分単価

看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 １か所当たり 年額 5,798,000 円

イ 加算分単価

（ア）研修受講支援加算 １か所当たり 年額 300,000 円

（イ）保育補助者配置加算 １か所当たり 年額 2,533,000円

（５）要綱等

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 医療的ケア児保育支援事業実施要綱（国）
- ・ 神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
- ・ 医療的ケア児保育支援事業実施要領（県）
- ・ 鎌倉市医療的ケア児保育支援事業費補助金交付要綱

③ 保育緊急対策事業費補助金

③-1 民間保育所健康管理体制強化事業

(1) 概要

看護師又は保健師を雇用するための経費の一部を補助するもの。 また、看護師、准看護師、保健師、助産師又は医療的ケアを行うために必要な特定認定行為業務従事者の研修を修了した者（医療的ケア児サポーター）を雇用するための経費の全部又は一部を補助するもの。

(2) 補助対象

ア 補助対象施設

(ア) 健康管理体制強化事業

保育所及び幼保連携型認定こども園

(イ) 医療的ケア児加算

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業所

イ 補助対象経費

看護師等又は医療的ケア児サポーターを配置するための雇用経費

(3) 補助要件

ア 健康管理体制強化事業

(ア) 補助対象となる看護師等は勤務する日が月20日以上で、1日の勤務時間が6時間以上であること。ただし、短時間勤務の看護師等を雇用する場合は、複数人をもって月20日以上、1日の時間が6時間以上看護師等が配置されていれば補助対象とする。

(イ) 看護師等を配置した月数に月額補助単価を乗じた額を補助基準額とする。

(ウ) 前項の月数には、月の途中で看護師等を雇用し、又は看護師等が退職した月を含まないものとする。

(I) 補助対象経費は子ども子育て支援法に基づく施設型給付や、他の補助金の対象経費と重複しないこと。

イ 医療的ケア児加算

(ア) 医療的ケア児サポーターを雇用する期間に児童福祉法第56条の6第2項に規定する医療的ケア児を受け入れていること。

(イ) 補助対象となる医療的ケア児サポーターを配置すること。ただし、各施設1名を上限とする。

(ウ) 医療的ケア児サポーターを配置した月数に月額補助単価を乗じた額を補助基準額とする。

(I) 前項の月数には、月の途中で医療的ケア児サポーターを雇用し、又は医療的ケア児サポーターが退職した月を含まないものとする。

(オ) 補助対象経費は子ども子育て支援法に基づく施設型給付又は地域型保育給付や、他の補助金の対象経費と重複しないこと。

③ 保育緊急対策事業費補助金

③-1 民間保育所健康管理体制強化事業

(4) 補助額

ア 健康管理体制強化事業

月額 30,800円×看護師等を配置した月数

イ 医療的ケア児加算

医療的ケア児サポーターの雇用経費（ただし、月額329,000円を上限とする）×医療的ケア児サポーターを配置した月数

(5) 要綱等

- ・ 保育緊急対策事業費補助金交付要綱（神奈川県）
- ・ 民間保育所健康管理体制強化事業実施要領（神奈川県）
- ・ 鎌倉市保育緊急対策事業費補助金交付要綱

③ 保育緊急対策事業費補助金

③-2 要保護児童保育所受入促進事業

(1) 概要

要保護児童など特別な支援を要する家庭の児童を受け入れた保育所等に対し、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費を補助する。

(2) 補助対象

ア 補助対象施設

保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 補助対象経費

要保護児童の受入れに伴い、配置基準を超えて配置する保育士の雇用経費

(3) 補助要件

ア 児童相談所や要保護児童対策地域協議会の報告若しくは通知を受けた児童、又は各市町村において局長通知を踏まえ虐待の恐れがあると判断した児童を入所させていること。

イ 要保護児童が入所した月数に月額補助単価を乗じた額を補助基準額とする。

ウ イにおける月数は、複数の児童を受け入れた場合であっても、1施設12ヶ月を上限とする。

エ 補助対象経費は子ども子育て支援法に基づく施設型給付や、他の補助金の対象経費と重複しないこと。

(4) 補助額

月額57,816円×要保護児童が入所した月数

(5) 要綱等

- ・ 保育緊急対策事業費補助金交付要綱（神奈川県）
- ・ 要保護児童保育所受入促進事業実施要領（神奈川県）
- ・ 鎌倉市保育緊急対策事業費補助金交付要綱

④ 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金

（１）概要

保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保育士等が研修に参加している期間において市内の保育所等が保育の質の確保を図るために要する経費に対し補助するもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業

イ 補助対象経費

保育士等が研修に参加するにあたり、保育所等が代替保育士等を雇用した場合に要する雇用経費（公定価格の基本分単価に含まれる保育士１人当たり年間３日分の研修代替要員分を除く）

（３）補助要件

ア 「研修」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年４月１日付け雇児保発0401第１号）に基づき、県が実施する研修（委託を含む）及び県が指定した研修をいう

イ 「保育士等」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年４月１日付け雇児保発0401第１号）３（１）に定める研修の対象者をいう

（４）補助額

代替保育士等の雇用日数に１日当たり8,190円を乗じた額

（５）要綱等

- ・ 保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱（神奈川県）
- ・ 保育士等キャリアアップ研修の実施について（神奈川県）
- ・ 鎌倉市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱

⑤ 保育所等紙おむつ処分事業補助金

（１）概要

保護者及び保育従事者双方の負担軽減を図るため、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業が使用済み紙おむつを処分するために必要となる経費の一部を補助するもの。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業

イ 補助対象経費

保育所等を利用する子どもが使用した紙おむつの処分経費

（３）補助要件

原則として使用済み紙おむつの処分にかかる費用について保護者負担を求めてはならない。保護者負担を求める場合は、補助対象経費と補助基準額の差額の範囲内にしなくてはならない。

（４）補助額

ア 利用定員19人以下の施設

50,000円

イ 利用定員20～90人の施設

100,000円

ウ 利用定員91人以上の施設

15 万円

エ 経費の算出が困難な場合には120円×0歳～3歳児（4月1日時点）の入所児童数×補助対象月数とする

（５）要綱等

- ・ 保育所等紙おむつ処分事業費補助金交付要綱（神奈川県）
- ・ 鎌倉市保育所等紙おむつ処分事業補助金交付要綱

⑥ 保育士宿舎家賃支援事業費補助金

（１）概要

国庫補助事業である保育対策総合支援事業費補助金（保育士宿舎借り上げ支援事業）の対象から外れる６年～１０年目の保育士について、補助を行うもの。

（２）補助対象

- ア 補助対象施設
保育所、認定こども園（保育所部分に限る）及び地域型保育事業
- イ 補助対象経費
保育士宿舎家賃支援事業を実施するために必要な賃借料等

（３）補助要件

- ア 事業者が保育士用の宿舎を借り上げること
 - イ 宿舎の借り上げ費用に本補助金以外の補助（国が実施する保育士宿舎借り上げ支援事業を含む）を利用していないこと
 - ウ 本補助金における保育士宿舎とは、以下要件をすべて満たす保育士を居住させるものであること
 - （ア）保育所等を運営する事業者と保育士として雇用契約を締結し、保育士として施設に従事している者
 - （イ）保育所等に勤務する常勤保育士（平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用後６～１０年目までの者
 - （ウ）国が実施する保育対策総合支援事業費補助金（保育士宿舎借り上げ支援事業）を利用していた保育士
- ※保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金の対象期間終了後、引き続き、本補助金の利用を開始する場合のみ対象となる

（４）補助額

下記の①及び②に掲げる経費の額から③に掲げる額を控除した額と補助基準額（一人あたり月額76,000円）を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額

① 1 箇月当たりの賃借料、共益費及び管理費

② 礼金及び更新料又はそれらに準ずる費用として市長が認める費用を、補助対象となる住居の賃貸借契約期間の月数で除して得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

③ 補助対象となる住居に居住する保育士が賃借料等の一部を負担する場合は、1 箇月当たりの当該負担額

（５）要綱等

- ・ 保育士宿舎家賃支援事業費補助金交付要綱（神奈川県）
- ・ 鎌倉市保育士宿舎家賃支援事業費補助金交付要綱

⑦ 保育士就職奨励金

(1) 概要

市内の民間保育所等の人材の確保を促進し、本市の保育の充実を図るため、市内の民間保育所等に就労した保育士に対し、奨励金を交付するもの（保育士個人に対する交付）。

(2) 補助対象

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（小規模保育事業C型及び事業所内保育事業を除く）に勤務する保育士

(3) 補助要件

- ア 保育士資格を有し、保育に従事する者
- イ 奨励金を受ける年度内を通して市内の民間保育所等で保育に従事する者
- ウ 来年度以降も同一の民間保育所等で保育に従事する見込みである者
- エ 過去1年以内に市内の民間保育所等で保育士として勤務した経験がない者（下表の「雇用契約の変更」に該当する場合を除く）
- オ 過去にこの奨励金の交付を受けたことがない者
- カ 下記（4）の表のいずれかの勤務形態で雇用契約を締結した者

(4) 奨励金額

雇用形態		奨励金額	
常勤	新規採用	200,000円	－
	雇用契約の変更	100,000円	非常勤（常勤的非常勤含む） ↓ 常勤保育士
常勤的非常勤（※） （1月に20日以上・ 1日6時間以上勤務）	新規採用	50,000円	－
	雇用契約の変更		非常勤（常勤的非常勤含まない） ↓ 常勤的非常勤

※ 今後、1日10時間週4日勤務（週休3日）などの多様な働き方についても、「1月に20日以上・1日6時間以上勤務」に相当すると認められる場合には、補助対象とする予定です。

(5) 要綱等

- ・ 鎌倉市保育士就職奨励金交付要綱

⑧ 鎌倉市保育士等確保事業補助金

（１）概要

保育士等の確保に係る経費の一部を補助する。

（２）補助対象

ア 補助対象施設

保育所、認定こども園及び地域型保育事業

イ 補助対象経費

（ア）人材紹介による保育士確保事業

- ・保育所等が仲介事業者に対して支払う紹介手数料や成功報酬等の費用

（イ）人材派遣による保育士確保事業

- ・保育所等が派遣事業者に対して支払う登録料等の費用（手数料（保育士の給与相当額を除く）を含む）

（３）補助要件

- ・常勤（１日６時間以上かつ月20日以上勤務。以下同じ。）として勤務することが見込まれること。

（４）補助額

１施設当たり 50万円

（５）要綱等

- ・鎌倉市保育士等確保事業補助金交付要綱
- ・鎌倉市保育士等確保事業補助金交付基準

⑨ 給付費等に係る加算

⑨-1 職員加算費加算

(1) 概要

公定価格上の配置基準を超えて配置する保育士の雇用に要する経費に対する加算を行う。

(2) 対象

保育所及び認定こども園

(3) 要件

各月初日において公定価格及びその他の補助金上求められる配置基準を超えた保育士（常勤換算で1人分）

(4) 加算額

月額 370,000円/月

(5) 要綱等

・ 鎌倉市給付費等に係る加算支給要綱

⑨ 給付費等に係る加算
⑨-2 職員処遇改善費加算

(1) 概要

経験年数に応じた処遇改善ができるよう、賃金改善とそれに伴う法定福利費の事業主負担増に対する加算を行うもの

(2) 対象

保育所及び認定こども園

(3) 要件

- ア 4月1日現在に在籍する施設長、保育士、看護師、調理員、事務員及び栄養士のうち常勤職員を算定の対象とする
- イ 経験年数7年以上の対象職員数は前年度の処遇改善等加算区分3の国算定上における人数Aの人数を除いた人数とする
- ウ 職員に対する改善額は原則として、経験年数の区分ごとの上限額を超えないこととする。
※施設の実情等に応じて月額40,000円（年額480,000円）の範囲で改善を行うことができる。

(4) 加算額

経験年数	加算額	改善上限額
7年以上	月額49,020円	月額40,000円
3年以上 7年未満	月額36,760円	月額30,000円
3年未満	月額24,510円	月額20,000円

(5) 要綱等

- ・鎌倉市給付費等に係る加算支給要綱

⑨ 給付費等に係る加算

⑨-3 育ちサポート推進加算

(1) 概要

配慮が必要な子どもが早期に専門機関とつながることで、適切な支援を受けられるよう、受け入れに伴う人件費等の経費に対する加算を行うもの

(2) 対象

保育所及び認定こども園（２・３号認定児に限る）

(3) 要件

- ア 特別児童扶養手当１級の支給対象児童及び身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている児童並びに療育手帳Ａ―１又はＡ―２の交付を受けている児童であって、集団保育が可能で日々通所できる児童（第１特別経費）
- イ 特別児童扶養手当２級の支給対象児童及び身体障害者手帳３級又は４級の交付を受けている児童並びに療育手帳Ｂ―１又はＢ―２の交付を受けている児童であって、集団保育が可能で日々通所できる児童（第２特別経費）
- ウ 身体障害者手帳において１級から４級を除く級数の手帳の交付を受け、又はこの要綱による加算を受けようとする年度の鎌倉市発達支援委員会の認定若しくはその前年度の最後に開催された鎌倉市発達支援委員会の認定を受け、集団保育が可能で日々通所できる児童（通常経費）

(4) 加算額

第１特別経費：１７５，０００円／人月

第２特別経費：１１６，０００円／人月

通常経費：６１，０００円／人月

(5) 要綱等

- ・ 鎌倉市給付費等に係る加算支給要綱

⑨ 給付費等に係る加算
⑨-4 保育環境向上費加算

(1) 概要

児童の処遇向上に要する経費に対する加算を行うもの（3月に加算）

(2) 対象

保育所及び認定こども園（2・3号認定児に限る）

(3) 要件

- ア 2・3号認定児の年間延べ預かり児童数に応じて3月に一度加算する
- イ 対象となる経費については、児童の処遇向上に資すると認められるものに限り積立金等の当該年度に入所する児童の処遇向上に反映されない経費は対象外とする

(4) 加算額

延人数(2・3号)	加算額(年額)
1,800人以上	3,308,000円
1,600～1,799人	2,756,000円
1,400人～1,599人	2,480,000円
1,200人～1,399人	2,205,000円
1,000人～1,199人	1,928,000円
800人～999人	1,653,000円
600人～799人	1,377,000円
400人～599人	1,102,000円
400人未満	551,000円

(5) 要綱等

- ・ 鎌倉市給付費等に係る加算支給要綱

⑨ 給付費等に係る加算

⑨-5 健康管理費加算

(1) 概要

耳鼻科・眼科検診の実施に要する経費に対する加算を行うもの(3月に加算)

(2) 対象

保育所、認定こども園及び地域型保育事業

(3) 要件

該当年度の2月までに耳鼻科・眼科検診を実施した場合に加算を行う

(4) 加算額

【保育所・認定こども園】

1科目の限度額：69,300円

【地域型保育事業】

1科目の限度額：51,300円

(5) 要綱等

・鎌倉市給付費等に係る加算支給要綱

⑨ 給付費等に係る加算

⑨-6 日本スポーツ振興センター災害共済負担金加算

(1) 概要

日本スポーツ振興センター災害共済負担金に加入するための費用に対する加算を行うもの（3月に加算）

(2) 対象

保育所、認定こども園及び地域型保育事業

(3) 要件

日本スポーツ振興センター法施行令に定められた児童の数を対象とする

(4) 加算額

日本スポーツ振興センター法施行令により積算された掛け金の総額（実費相当）

(5) 要綱等

・ 鎌倉市給付費等に係る加算支給要綱